

## 福祉用具専門相談員養成講習運営規程

|                         |   |
|-------------------------|---|
| ①開講の目的                  | 介護保険制度の円滑な運営に資するため、要支援、要介護にある高齢者に対し、質の高い指定居宅サービス実施を旨とし、必要な知識、技能を有する福祉用具専門相談員の養成を図ることを目的とする。   |
| ②講習の名称                  | 福祉用具専門相談員養成講習   |
| ③講習事業所の名称               | 株式会社キャリア福祉カレッジ  |
| ④事業所の所在地                | 香川県高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 4F   |
| ⑤講習期間                   | 約2ヶ月（全8回）<br>※1回の講習の開催期間は、3カ月の範囲内で終了することとする。  |
| ⑥受講定員                   | 20名（受講希望者が8名以下の場合には開講できない場合があります）   |
| ⑦受講対象者                  | どなたでも受講可能   |
| ⑧講習課程                   | 「講習課程（様式第1-2号）」を参照ください  |
| ⑨講師の氏名                  | 「福祉用具専門相談員指定講習会講師一覧表（様式第6-2号）」を参照ください   |
| ⑩修了評価の実施方法              | 全カリキュラム（50時間）を修了した者を対象に、筆記試験（1時間）により行います。   |
| ⑪講習修了の認定方法及び欠席した場合の取り扱い | <p><b>【認定方法】</b></p> <p>以下の要件を満たした受講生に関して修了認定を行い、修了証明書を発行するものとする。</p> <p>①研修カリキュラムの全科目を履修することとする。</p> <p>②修了評価試験において、100点満点中60点以上に達していること。</p> <p><b>【欠席した場合の取り扱い】</b></p> <p>上記の要件に満たない場合は、以下のとおりいずれかの方法で補講にて対応するものとする。</p> <p>①の場合<br/>「次回開催での講座で履修する」「別途補講日程を調整した講座で履修する」補講料は1時間あたり2,000円（税込み）が必要。</p> <p>②の場合<br/>1時間の補講後、再試験を行うものとする。補講料は1時間あたり2,000円（税込み）が必要。</p> |
| ⑫年間開講時期                 | 1回（4月）  |
| ⑬受講手続き                  | 募集案内をご参照ください<br>・開講式にてご本人様確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード等）にて確認いたします。  |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>⑭受講料等受講に際し必要な費用の額</p> | <p>34,000 円 (テキスト代・税込み)</p> <p>【支払方法】 当校指定の口座振込</p> <p>【解約返金】 開講日前日迄に解約の申し出があった場合及び人数が揃わず中止になった場合についてのみ、受講料を返金するものとする。</p> <p>※未修了者及び辞退者の既に納入された受講料については、理由の如何を問わず返金しないものとする。</p> <p>【欠席した場合】 ⑪項ご参照ください。</p> |
| <p>⑮その他</p>              | <p>【守秘義務の徹底】</p> <p>講習の運営者、講師および関係職員は、業務上知り得た受講者の秘密を保持しなければならない。</p> <p>【その他の規定】</p> <p>この運営規定に定める事項のほか、講習の発展に関する重要事項は、(株)キャリア福祉カレッジと講習にかかわる講師間の協議に基づいて行うこととする。</p>  |

## 附 則

この運営規定は、平成29年11月1日から施行する。